

第79回 定時株主総会招集ご通知

▶ **日時** 2024年6月25日(火曜日) 午前10時

▶ **場所** 大阪市北区梅田二丁目4番9号
ブリーゼタワー7階
サンケイホールブリーゼ

議案 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 取締役等に対する業績
連動型株式報酬等の
一部改定の件

インターネット又は書面による議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時

株主総会のお土産をご用意しておりません。

日本ハム株式会社

証券コード 2282

おいしい みらい、 考え中。

忙しい毎日でも、手作りの味をもっと簡単に作れる未来。

家族みんなで、食材作りを楽しめる未来。

いくつになっても、おいしくお肉を食べられる未来。

世界の食文化を守り、希少な食材の味を楽しめる未来。

そんな未来をたんぱく質の力で。

たんぱく質には無限の可能性がある。

みんなの未来の暮らしを想像して、みんなで力をあわせて、

おいしいみらいをつくっていく。



たんぱく質の価値を共に創る企業へ

株主の皆様へ



代表取締役社長 井川伸久

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第79回定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。

本年度より、『中期経営計画2026』（2024年4月1日～2027年3月31日）が始まりました。[Vision2030] “たんぱく質を、もっと自由に。”の実現に向け、新たな挑戦をはじめするため、『中期経営計画2026』のテーマとして「たんぱく質の価値を共に創る企業へ」を掲げました。これまでの食のインフラを担う企業としてたんぱく質を安定的にお届けすることに加え、様々なパートナーと力を掛け合わせることで、たんぱく質の新たな価値を創造することに取り組んでいきたいと強く考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

電子提供措置に伴うウェブサイト記載事項等

- 電子提供措置事項のうち、以下につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況・会社の支配に関する基本方針
 - ②連結計算書類の連結持分変動計算書・連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

日本ハム株主総会 検索

<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>



中期経営計画2026 概要

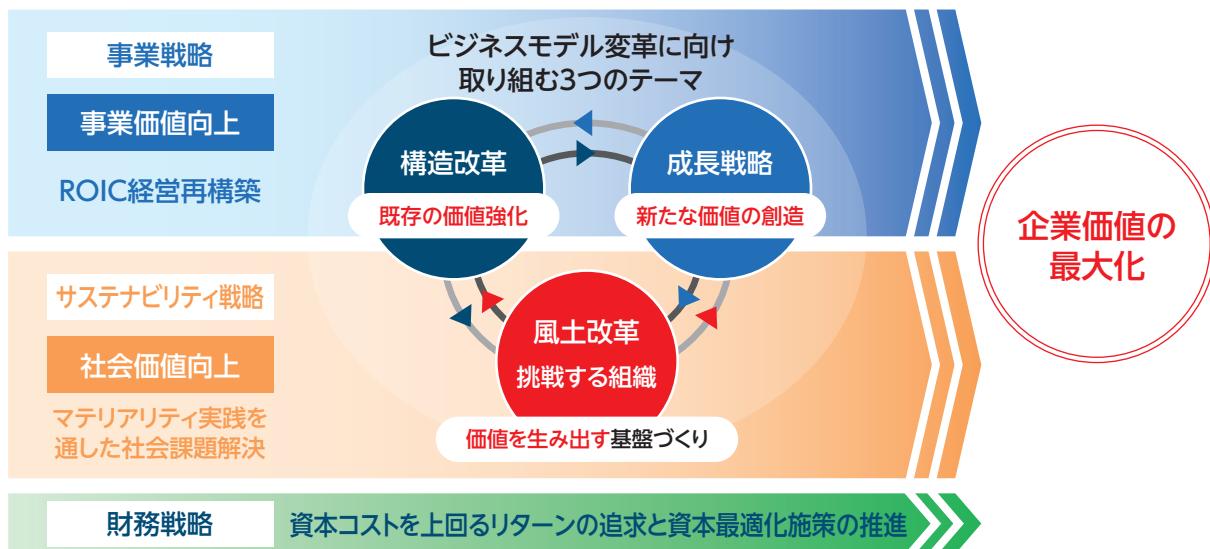
『中期経営計画2026』は、「たんぱく質の価値を共に創る企業へ」をテーマに掲げ、「Vision2030」で示した新たなステージへ到達するため、バックキャストで特定したビジネスモデル変革に向けた課題に対し、構造改革と成長戦略、風土改革を三位一体で進め、価値創造企業に進化する3年間と位置付けております。

また、2021年からの当社ビジネス環境とサステナビリティに関するステークホルダーからの期待の変化を鑑み、マテリアリティの見直しを行いました。これまでの食のインフラを担う企業としてたんぱく質を安定的にお届けすることに加え、様々なパートナーと力を掛け合わせ、たんぱく質の新たな価値創造に取り組むことで、社会課題の解決に努めてまいります。

加えて、資本コストを上回るリターンの追求と株主還元強化などの資本最適化施策の推進により企業価値の向上に努めてまいります。

上記取組みを通し、『中期経営計画2026』最終年度となる2027年3月期において、売上高1兆3,800億円、事業利益610億円、事業利益率4.4%、ROE7～8%、ROIC5～6%を経営目標とし、達成を目指してまいります。

ニッポンハムグループ 中期経営計画2026 全体構想



株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目4番9号
日本ハム株式会社
代表取締役社長 井川伸久

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本ハム」又は「コード」に「2282」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目4番9号
ブリーゼタワー 7階 サンケイホールブリーゼ
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第79期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

以 上

議決権行使についてのご案内



インターネットにより議決権を行使される方へ

下記の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月）
午後5時締切



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限

2024年6月24日（月）
午後5時到着分まで



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月25日（火）
午前10時【受付開始予定時刻：午前9時】

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027
（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

1. インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効としてお取り扱いさせていただきます。
2. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場いただけない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットでライブ配信いたします。

1 以下のウェブサイトアクセスしてください。

配信日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時～株主総会終了時刻
(配信ページは午前9時30分よりアクセス可能です。)

配信ウェブサイトURL <https://2282.ksoukai.jp>



2 株主ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、以下の株主ID及びパスワードをご入力ください。

株主ID お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号** (8桁の数字)
※議決権行使書用紙ご返送の前に株主番号をお控えください。

パスワード お手元の議決権行使書用紙に記載されている**郵便番号** (ハイフンを除いた7桁の数字)

3 画面上の注意事項をご確認いただき、「視聴する」ボタンをクリックし、ご利用ください。

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、**当日の決議にご参加いただくことができません。インターネット又は書面により事前の議決権行使をお願い申し上げます** (4頁をご確認ください)。また同様に、**当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができません**ので、ご注意ください。
- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開はご遠慮ください。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
- インターネット環境や機材トラブルその他の事情により、やむを得ずライブ配信ができない、または中断する場合があります。



ライブ配信に関する お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、右記の窓口へお問い合わせください。

株主番号及び郵便番号について

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-094-777

受付時間：平日午前9時～午後5時
土日祝日等を除く

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6851

受付日時：6月25日(株主総会当日)
午前9時～株主総会終了まで

(ご参考) 議案のポイント

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性及び経営監督機能の強化を図るため、独立社外取締役1名を増員することとし、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1	再任 木 藤 哲 大	取締役会長 取締役会議長	18回／18回 (100%)
2	再任 井 川 伸 久	代表取締役社長（社長執行役員）	18回／18回 (100%)
3	再任 片 岡 雅 史	取締役副社長（副社長執行役員） 経理財務部、サステナビリティ部担当	18回／18回 (100%)
4	再任 前 田 文 男	取締役（専務執行役員） 食肉事業本部長	18回／18回 (100%)
5	再任 秋 山 光 平	取締役（常務執行役員） 人事部、法務部、総務部、広報IR部、秘書室担当	13回／13回 (100%)
6	再任 河 野 康 子	社外 独立役員 社外取締役	18回／18回 (100%)
7	再任 荒 瀬 秀 夫	社外 独立役員 社外取締役	18回／18回 (100%)
8	再任 山 崎 徳 司	社外 独立役員 社外取締役	18回／18回 (100%)
9	新任 宮 崎 裕 子	社外 独立役員	—

(注) 秋山光平氏の出席回数については、2023年6月27日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

第2号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

当社は、取締役等の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の企業理念実現に向けて、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の一部改定のご承認をお願いするものであります。

●本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・1事業年度あたり220百万円 ・本制度の改定後の対象期間については、3事業年度を対象として660百万円
当社株式の取得方法及び取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限	・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、88,000ポイント(88,000株相当) ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の発行済株式総数(2024年3月31日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.085%
③業績達成条件の内容	・中期経営計画に掲げる各事業年度の業績指標の目標達成度及び当社のTSR (Total Shareholder Return (株主総利回り)) に係る評価 (対TOPIX) 等に応じて変動
④当社株式等の交付等の時期	・中期経営計画の最終事業年度末日直後の7月頃及び取締役等の退任時 ・取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有する

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性及び経営監督機能の強化を図るため、独立社外取締役1名を増員することとし、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。また、当社は、14頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外取締役候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

なお、取締役候補者の選任につきましては、役員指名検討委員会での答申を受けております。当委員会は、過半数を独立社外役員で構成し、かつ独立社外役員である取締役を委員長とする任意の委員会であります。

候補者番号

1

再任



きとう てつひろ
木藤 哲大

生年月日 1960年2月9日生

所有する当社株式の数 12,100株

取締役在任期間 9年

取締役会出席回数 18回/18回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2015年6月	当社取締役(執行役員)加工事業本部営業本部長
2002年3月	当社食肉事業本部輸入プロイラー部次長	2017年4月	当社取締役(常務執行役員)加工事業本部営業本部長
2002年9月	当社食肉事業本部輸入プロイラー部長	2018年4月	当社取締役(常務執行役員)グループ営業統括、グループ営業企画部担当
2007年3月	当社食肉事業本部輸入食肉事業部長	2019年4月	当社取締役(常務執行役員)海外事業本部長
2009年4月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2020年4月	当社代表取締役(専務執行役員)食肉事業本部長
2011年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2021年4月	当社代表取締役副社長(副社長執行役員)食肉事業本部長、事業横断戦略推進担当
2013年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部量販事業部長	2023年4月	当社取締役会長 取締役会議長(現任)
2015年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部長		

取締役候補者とした理由

木藤哲大氏は、当社取締役に就任して以来、加工事業の分野、グループ営業統括、グループ営業企画部担当及び海外事業本部長、代表取締役副社長食肉事業本部長、事業横断戦略推進担当、また2023年4月以降は当社取締役会長として取締役会議長を務め、社外取締役の積極的な関与と意見・提言を促すことに加え、企業理念の実現に向けたマイルストーンとなるニッポンハムグループ「Vision2030」を実現すべく、『中期経営計画2026』に基づく諸施策の監督を通じ、当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。

豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かし、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんぱく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略を通じた当社の企業価値の持続的な向上を牽引するに適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任



いかわのぶひさ
井川 伸久

生年月日 1961年4月5日生

所有する当社株式の数 5,600株

取締役在任期間 6年

取締役会出席回数 18回/18回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2018年4月	当社常務執行役員加工事業本部長
2007年3月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部フードサービス政策室長	2018年6月	当社取締役(常務執行役員)加工事業本部長
2008年4月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部フードサービス企画室長	2020年4月	当社代表取締役(専務執行役員)加工事業本部長
2013年3月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部関西フードサービス部長	2021年4月	当社代表取締役副社長(副社長執行役員)加工事業本部長、新規事業推進担当
2015年1月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部関西フードサービス部長、関東フードサービス部長	2022年4月	当社代表取締役副社長(副社長執行役員)経営企画本部長、中央研究所担当、新規事業推進担当、北海道プロジェクト推進担当
2015年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2023年4月	当社代表取締役社長(社長執行役員)(現任)
2016年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長、デリカ部長		
2017年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長		

取締役候補者とした理由

井川伸久氏は、当社取締役に就任して以来、加工事業本部長、代表取締役副社長経営企画本部長、中央研究所担当、新規事業推進担当、北海道プロジェクト推進担当、また2023年4月以降は当社代表取締役社長として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとなるニッポンハムグループ「Vision2030」を実現すべく、『中期経営計画2026』に基づく諸施策の実施を通じ、当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かし、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんばく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略を通じた当社の企業価値の持続的な向上を牽引するに適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任



かたおかまさひと
片岡 雅史

生年月日 1961年12月10日生

所有する当社株式の数 3,700株

取締役在任期間 3年

取締役会出席回数 18回/18回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員コーポレート本部経理財務部、広報IR部担当
2008年3月	当社経営企画本部経理部次長	2021年4月	当社執行役員経理財務部、品質保証部、お客様志向推進部、ライフスタイル研究室担当、東京支社長
2009年3月	当社経理財務部副部長	2021年6月	当社取締役(執行役員)経理財務部、品質保証部、お客様志向推進部、ライフスタイル研究室担当、東京支社長
2012年4月	当社経理財務部長	2023年4月	当社取締役(常務執行役員)経理財務部、サステナビリティ部担当、東京支社長
2013年4月	当社執行役員経理財務部長	2024年4月	当社取締役副社長(副社長執行役員)経理財務部、サステナビリティ部担当(現任)
2015年4月	当社執行役員コーポレート本部経理財務部長		
2016年4月	当社執行役員コーポレート本部広報IR部長、コーポレート・コミュニケーション推進室、CSR推進部担当		
2018年4月	当社執行役員コミュニケーション戦略本部コーポレート・コミュニケーション部長、ブランド・コミュニケーション室長		

取締役候補者とした理由

片岡雅史氏は、当社取締役に就任して以来、経理財務部、品質保証部、お客様志向推進部、ライフスタイル研究室担当、また、2024年4月以降は取締役副社長執行役員経理財務部、サステナビリティ部担当として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとなるニッポンハムグループ「Vision2030」を実現すべく、『中期経営計画2026』に基づく諸施策の実施を通じ、当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かし、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんばく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略を通じた当社の企業価値の持続的な向上を牽引するに適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

再任



まえだ ふみお
前田 文男

生年月日 1965年11月30日生

所有する当社株式の数 6,700株

取締役在任期間 4年

取締役会出席回数 18回/18回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員加工事業本部ハム・ソーセージ事業部長、デリ商品事業部長
2002年10月	(株)スエヒロレストランシステムへ 出向、同社代表取締役社長	2019年 4月	当社執行役員加工事業本部商品統括部長
2010年 3月	当社食肉事業本部国内食肉事業部国内 ボーグ部長	2020年 4月	当社常務執行役員経営企画本部長、 中央研究所担当
2012年 3月	当社食肉事業本部国内食肉事業部国内 ボーグ部長、国内商品部長	2020年 6月	当社取締役(常務執行役員)経営企画 本部長、中央研究所担当
2012年 6月	当社食肉事業本部国内食肉事業部国内 ボーグ部長、国内商品部長、油飼 副産部長	2021年 4月	当社取締役(常務執行役員)経営企画 本部長、中央研究所担当、北海道プロ ジェクト推進担当
2013年 4月	当社執行役員食肉事業本部国内食肉 事業部長	2022年 4月	当社取締役(常務執行役員)加工事業 本部長
2016年 4月	当社執行役員食肉事業本部フード・ 物流事業部長	2023年 4月	当社取締役(常務執行役員)食肉事業 本部長
2017年 4月	当社執行役員加工事業本部ハム・ ソーセージ事業部長	2024年 4月	当社取締役(専務執行役員)食肉事業 本部長(現任)

取締役候補者とした理由

前田文男氏は、当社取締役に就任して以来、経営企画本部長、中央研究所担当、北海道プロジェクト推進担当、加工事業本部長、また、2023年4月以降は食肉事業本部長として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとなるニッポンハムグループ「Vision2030」を実現すべく、『中期経営計画2026』に基づく諸施策の実施を通じ、当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。

豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かし、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんぱく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略を通じた当社の企業価値の持続的な向上を牽引するに適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

再任



あきやま こうへい
秋山 光平

生年月日 1964年6月21日生

所有する当社株式の数 6,800株

取締役在任期間 1年

取締役会出席回数 13回/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2022年 4月	当社常務執行役員人事部、法務部、 広報IR部、秘書室、監査部、コンプ ライアンス部担当、グループ監査役 室長、コーポレートコミュニケーション 推進担当
2010年 3月	当社グループ経営本部 広報IR部次 長	2023年 4月	当社常務執行役員人事部、法務部、 総務部、広報IR部、秘書室担当
2015年 4月	当社コーポレート本部 人事部長	2023年 6月	当社取締役(常務執行役員)人事部、 法務部、総務部、広報IR部、秘書室 担当(現任)
2018年 4月	当社執行役員コーポレート本部 人事 部長		
2020年 4月	当社執行役員人事部、法務部、総務 部、秘書室担当		
2021年 4月	当社執行役員人事部、法務部、総務 部、広報IR部、秘書室担当、コーポ レートコミュニケーション推進担当		

取締役候補者とした理由

秋山光平氏は、当社取締役に就任して以来、人事部、法務部、総務部、広報IR部、秘書室担当として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとなるニッポンハムグループ「Vision2030」を実現すべく、『中期経営計画2026』に基づく諸施策の実施を通じ、当社グループの一層の発展に寄与しております。

豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かし、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんぱく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略を通じた当社の企業価値の持続的な向上を牽引するに適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

再任

社外

独立役員



こうの やすこ
河野 康子

生年月日 1957年2月4日生

所有する当社株式の数 一株

取締役在任期間 6年

取締役会出席回数 18回/18回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年4月	いばらきコープ生活協同組合理事	2017年6月	(一財)日本消費者協会理事(現任)
2005年6月	生活協同組合コープデリ事業連合理事		NPO法人 消費者スマイル基金事務局長
2008年6月	茨城県生活協同組合連合会理事	2018年6月	当社社外取締役(現任)
2012年8月	全国消費者団体連絡会事務局長	2018年12月	金融庁金融審議会委員(現任)
2013年1月	厚生労働省薬事食品衛生審議会委員	2019年1月	林野庁林政審議会委員(現任)
2013年4月	(一社)全国消費者団体連絡会事務局長・共同代表	2019年6月	日本司法書士会連合会理事
	内閣府食育推進会議委員	2021年4月	文化庁文化審議会委員(現任)
2013年10月	内閣府食品安全委員会専門委員	2022年10月	NPO法人 消費者スマイル基金理事長(現任)
	内閣府消費者委員会臨時委員		
2013年12月	国土交通省運輸審議会委員	(重要な兼職の状況)	
2014年4月	消費者庁参与		NPO法人 消費者スマイル基金理事長
2015年7月	農林水産省食料・農業・農村政策審議会委員		(一財)日本消費者協会理事
			金融庁金融審議会委員
			林野庁林政審議会委員
			文化庁文化審議会委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

河野康子氏は、当社取締役に就任して以来、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員として積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

消費者問題に関する豊富な経験及び知見等を有していることから、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんぱく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略の推進・実行に関して有益な提言をいただくことを期待しております。

これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人財と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

河野康子氏は、14頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者番号

7

再任

社外

独立役員



あらせ ひでお
荒瀬 秀夫

生年月日 1955年3月19日生

所有する当社株式の数 一株

取締役在任期間 5年

取締役会出席回数 18回/18回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	テルモ(株)入社	2018年 7月	同社顧問
2006年 7月	テルモヨーロッパ社取締役社長	2019年 2月	アトムメディカル(株)執行役員
2008年 6月	テルモ(株)執行役員	2019年 6月	当社社外取締役(現任)
2009年 6月	同社取締役執行役員心臓血管カンパニー統轄 法務室掌管	2021年10月	アトムメディカル(株)顧問
2010年 6月	同社取締役上席執行役員	2022年 4月	(株)ヒューマンネクサスラボ パートナー(現任)
2011年10月	同社取締役上席執行役員ブラジル事業推進担当	2023年 1月	東京医科歯科大学産学連携研究センター(現:東京医科歯科大学オープンイノベーションセンター)特任教授(現任)
2012年 6月	同社取締役上席執行役員米州統轄、テルモアメリカスホールディング社取締役社長兼CEO	2024年 4月	JETRO 2024年度 新輸出大国コンソーシアムパートナー(現任)
2014年 4月	同社取締役上席執行役員中南米地域代表	(重要な兼職の状況)	
2015年 4月	同社取締役上席執行役員アジア・インド地域代表、テルモアジアホールディングス社取締役Managing Director	(株)ヒューマンネクサスラボ パートナー	
	同社取締役顧問	東京医科歯科大学オープンイノベーションセンター 特任教授	
		JETRO 2024年度 新輸出大国コンソーシアムパートナー	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

荒瀬秀夫氏は、当社取締役に就任して以来、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員として積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

大手医療機器メーカーにおいて海外事業担当の取締役を務め、変化に対応するグローバルな企業経営における豊富な経験及び高い見識を有していることから、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんばく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略の推進・実行に関して有益な提言をいただくことを期待しております。

これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人材と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

荒瀬秀夫氏は、14頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

再任

社外

独立役員



やまさき とくし
山崎 徳司

生年月日 1961年2月16日生

所有する当社株式の数 一株

取締役在任期間 2年

取締役会出席回数 18回/18回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	明治製菓(株)(現:明治ホールディングス(株))入社	2015年 2月	同社投資戦略部ストラテジスト
1989年 7月	大和証券経済研究所(現:(株)大和総研)入社 企業調査部アナリスト	2015年10月	同社エグゼクティブ調査部プロダクトマネージャー
2001年 4月	同社企業調査部食品セクターアナリスト	2019年 3月	同社退職
2008年 1月	大和証券SMBC(株)(現:大和証券(株))企業調査部食品セクターアナリスト	2019年 6月	当社社外監査役
		2022年 6月	当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

山崎徳司氏は、当社取締役に就任して以来、役員指名検討委員会、報酬検討委員会及びサステナビリティ委員会の委員として積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

証券アナリスト経験者としての専門的見地と豊富な経験等を有していることから、『中期経営計画2026』のテーマとして掲げた「たんばく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略の推進・実行に関して有益な提言をいただくことを期待しております。

これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人材と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

山崎徳司氏は、14頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者番号

9

新任
社外
独立役員



みやざき ひろこ
宮崎 裕子

生年月日 1969年12月17日生

所有する当社株式の数 600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月	最高裁判所司法研修終了	2013年 4月	日本アルコン(株) 法務コンプライアンス本部部長
1996年 4月	弁護士登録 尚和法律事務所(現: ジョーンズ・デイ法律事務所) 入所	2014年 4月	慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師
2001年12月	あさひ・狛法律事務所(現: 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) 入所	2017年 7月	スリーエムジャパン(株) 執行役員ジェネラルカウンセラー
2004年 9月	Davis Wright Tremaine LLP(米国シアトル) 入所	2021年 6月	スリーエムジャパン(株) 代表取締役社長
2005年 1月	ニューヨーク州弁護士登録	2024年 1月	GIT法律事務所カウンセラー(現任)
2006年 4月	あさひ・狛法律事務所(現: 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) 復帰	(重要な兼職の状況)	
2007年 5月	デル(株) 法務本部長 ジャパンリード リーガルカウンセラー	GIT法律事務所カウンセラー 丸紅(株) 社外監査役(2024年6月21日就任予定)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

宮崎裕子氏は、国内外の法律事務所において弁護士としての豊富な実務経験、グローバル企業において法務担当役員及び代表取締役社長を務めるなどの企業経営経験を有しております。これらの豊富な経験と高い見識を活かして、「中期経営計画2026」のテーマとして掲げた「たんばく質の価値を共に創る企業へ」と変革するための構造改革と成長戦略の推進・実行に関して有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人財と判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

宮崎裕子氏は、14頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者として有用な人財を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
これにより、社外取締役候補者である河野康子氏、荒瀬秀夫氏及び山崎徳司氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、宮崎裕子氏は、本議案において同氏の選任が承認可決された場合に、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会の構成、必要スキルの考え方

- ・当社は、「食べる喜び」の提供を企業理念として位置づけ、持続的な「たんぱく質」の安定供給サイクルに不可欠な「地球環境」及び「食」「健康」等の社会課題の解決を、事業価値向上と一体化させつつ企業価値最大化を目指すビジネスモデルの確立を目指しています。そして当社の取締役会は、その実現に向けた長期ビジョン（「Vision2030」）や経営計画の策定・遂行を、消費者をはじめとするステークホルダーの視点もふまえ、適切に監督していく役割・責務を担います。
- ・そのため当社は、取締役会メンバーへ求められる能力・経験を、長期ビジョンや中期経営計画、ニッポンハムグループ・コーポレートガバナンス基本方針等をベースに、経営全般に係るコア・基盤スキルに加え、「消費者視点」など長期ビジョン実現への当社固有スキルも導出し、スキル・マトリックスとして可視化しています。そして役員指名検討委員会での審議を通じ、各スキル項目の要件を充たす人財をバランスよく選定し、多様性も考慮しながら取締役会を構成しています。

【取締役候補者のスキル・マトリックス】

候補者 番号	社内/ 社外	氏名	経験・専門性					
			企業経営	国際性	地球環境・ サステナビリティ	消費者視点・ マーケティング・ 研究開発	財務・会計	法務・品質管理・ リスクマネジメント
1	社内	木藤 哲大	○	○		○		
2	社内	井川 伸久	○			○		
3	社内	片岡 雅史			○		○	○
4	社内	前田 文男	○		○	○		
5	社内	秋山 光平	○					○
6	社外	河野 康子			○	○		
7	社外	荒瀬 秀夫	○	○				
8	社外	山崎 徳司			○		○	
9	社外	宮崎 裕子	○	○				○

[ご参考] 社外役員の独立性に関する基準 (2018年12月14日取締役会決議)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去における、当社、当社の子会社又は持分法適用会社（以下「ニッポンハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。）、執行役、執行役員又は使用人（以下「業務執行者」という。）
2. 当事業年度を含む直近5事業年度における、当社の大株主^(注1)若しくはその業務執行者又はニッポンハムグループが大株主である先の業務執行者
3. 当事業年度を含む直近5事業年度における、ニッポンハムグループの主要な取引先^(注2)又はその業務執行者
4. 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから1事業年度あたり1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから役員報酬以外に、1事業年度あたり1,000万円以上の報酬を受領した、弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. (1) 社外取締役の独立性を判断する場合にあっては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者^(注3)の配偶者及び三親等以内の親族
(2) 社外監査役の独立性を判断する場合にあっては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者^(注3)並びに現在又は過去においてニッポンハムグループの取締役（社外取締役を含む。）又は会計参与である者の配偶者及び三親等以内の親族
7. 社外役員の相互就任関係^(注4)となる先の業務執行者

注1. 「大株主」とは、総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者をいう。

注2. 「主要な取引先」とは、ニッポンハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、ニッポンハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

注3. 「重要な者」とは、上記1ないし4においては業務執行取締役、執行役、執行役員又は部長職以上の使用人をいい、上記5においては各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士を含む。

注4. 「社外役員の相互就任関係」とは、ニッポンハムグループの業務執行者が社外役員として現任している先の業務執行者を、当社の社外役員として迎え入れることをいう。

第2号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役とあわせて、以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2020年6月25日開催の第75回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき今日に至っております。

今般、当社は、取締役等の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の企業理念実現に向けて、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、本制度の一部改定のご承認をお願いするものであります。

当社は、2024年4月開催の取締役会において、本議案が可決されることを条件として、「取締役及び監査役等の報酬等の決定に関する方針」を改定いたしました（38頁から40頁をご参照）。本議案は、当該方針に沿う内容であり、取締役の個人別の報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっていることから、本議案の内容は相当であると考えております。なお、本議案については、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする報酬検討委員会の審議を経て、取締役会にて決議しております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されますと、5名（取締役を兼任しない執行役員は14名）となります。本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、それらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本議案は、従来の取締役の報酬限度額（月額42百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・ 1事業年度あたり220百万円 ・ 下記(2)に定める本制度の改定後の対象期間については、3事業年度を対象として660百万円
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）及び取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、88,000ポイント（88,000株相当） ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の発行済株式総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.085%

<p>③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)</p>	<p>・中期経営計画に掲げる各事業年度の業績指標の目標達成度及び当社のTSR (Total Shareholder Return (株主総利回り)) に係る評価 (対TOPIX) 等に応じて変動</p>
<p>④当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり。)</p>	<p>・中期経営計画の最終事業年度末日直後の7月頃及び取締役等の退任時 ・取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有する</p>

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の期間に対応する事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。本制度の改定後の対象期間は、2025年3月31日に終了する事業年度から2027年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とし、本(2)第4段落の信託期間の延長が行われた場合には、その時点での当社が掲げる中期経営計画の期間に対応する事業年度を対象期間とします。

当社は、対象期間ごとに、1事業年度あたりの信託金の上限金額に信託期間の年数を乗じた数に相当する金額（改定後の対象期間については3事業年度を対象として660百万円）を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする対象期間に応じた信託期間（改定後の対象期間については3年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第4段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点での当社が掲げる中期経営計画の期間に対応する期間を新たな対象期間とし、当該対象期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された信託期間ごとに、1事業年度あたりの信託金の上限金額に信託期間の年数を乗じた数に相当する金額の範囲内で追加拠出を行い、延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する金員の合計額は、1事業年度あたりの信託金の上限金額に信託期間の年数を乗じた数に相当する金額の範囲内とします。

本信託の信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行いませんが、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等がなされる当社株式等の数は、取締役等に毎年付与されるポイント数に応じて算定されます。

信託期間中の毎事業年度における中期経営計画に掲げる業績指標の目標値に対する達成度、当社のTSR (Total Shareholder Return (株主総利回り)) に係る評価 (対TOPIX) 及び役員等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます (※1)。

- ※1 付与ポイント＝株式報酬基準額÷本信託による当社株式の平均取得単価 (本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当社株式の平均取得単価) ×業績連動係数 (※2)
- ※2 業績連動係数は、各事業年度における業績指標の目標達成度及び当社のTSRに係る評価 (対TOPIX) 等に応じて変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、88,000ポイントとします。このポイントの上限は、上記(2)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

対象期間中に取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限は、かかる1事業年度あたりのポイントの上限に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数 (改定後の対象期間においてはその年数3を乗じた数に相当する264,000株。) となります。上記のポイントの調整がなされた場合、その調整に応じて、取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限も調整されます。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

取締役等は、対象期間におけるポイントの累積値 (以下「累積ポイント」という。) の70%に相当する部分については、対象期間終了後に、当該ポイントの50%に相当する当社株式 (単元未満株式は切り上げ) の交付を受け、残りの当社株式については、株式市場において売却の上、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、累積ポイントの30%に相当する部分については、取締役等の退任時に、当該ポイントの70%に相当する当社株式 (単元未満株式は切り上げ) の交付を受け、残りの当社株式については、株式市場において売却の上、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、対象期間満了前に取締役等が退任した場合はその時点までの累積ポイントのすべてについて当社株式等の交付等が行われます。なお、取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有することといたします。

信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点までの累積ポイントに応じた当社株式のすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役等の相続人が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合に、その時点までの累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役等が受けることがあります。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

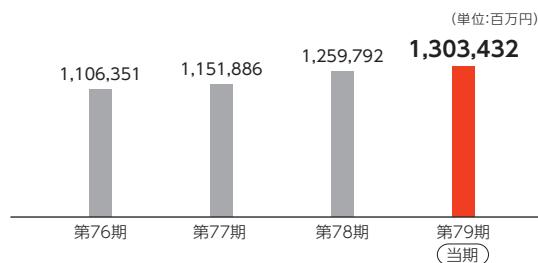
当期における食品業界は、地政学的リスクを要因とした原材料などの高騰、日米金利差などを要因とする円安の進行などを背景に、昨年に続き各種商品の値上げの動きが継続したことにより、消費者の節約志向・低価格帯へのシフトがより一層顕著となりました。足元では賃上げの動きは2023年よりも強まりを見せておりますが、実質賃金のマイナスは依然続いており、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当期は「中期経営計画2023」の最終年として、再成長への礎を築く一年と位置づけ、強みの強化と仕組みの変革を通じ、収益力の早期回復に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、食肉事業における販売数量の伸長や加工事業におけるシャウエッセンの売上回復、価格改定の浸透に加え、ポールパーク事業において目標を超え多くの方に来場いただいたことなどにより、前期を43,640百万円上回る1,303,432百万円（対前期比3.5%増）となりました。

事業利益は、食肉事業の回復に加え、加工事業における商品構成改善による収益性向上、海外事業において販売環境が好転したことなどから、前期を19,343百万円上回る44,939百万円（対前期比75.6%増）、税引前当期利益は持分法による投資利益が減少したものの事業利益が大幅に増加したことなどから、前期を18,437百万円上回る40,599百万円（対前期比83.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期を11,441百万円上回る28,078百万円（対前期比68.8%増）となりました。

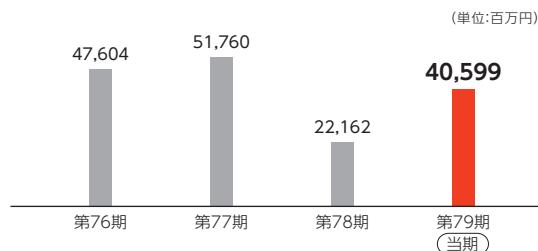
売上高 **1,303,432** 百万円



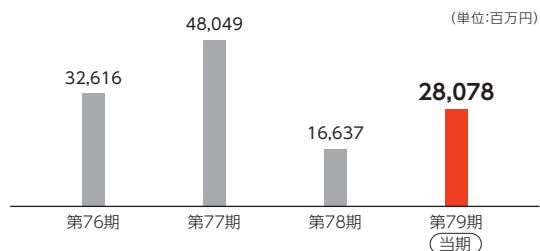
事業利益 **44,939** 百万円



税引前当期利益 **40,599** 百万円



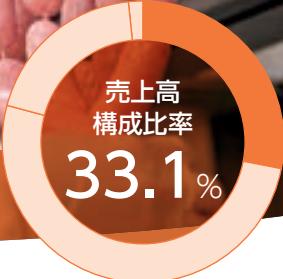
親会社の所有者に帰属する当期利益 **28,078** 百万円



(注) 事業利益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除し、当社グループが定める為替差損益を加味するとともにIFRSへの調整及び非経常項目を除外して算出しております。

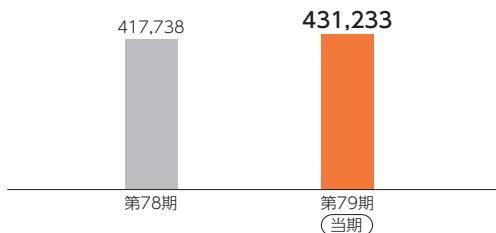


加工事業本部



売上高

(単位:百万円)



売上高

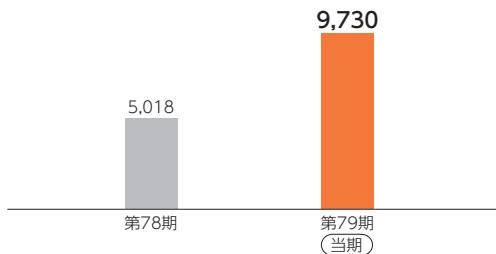
- ハム・ソーセージは、シャウエッセンの販売が好調に推移し、前期比3.0%の伸長となりました。
- デリ商品は、中華名菜の販売回復が遅れたものの、外食・CVS向けの販売が好調に推移し、前期比1.6%の伸長となりました。乳製品については、バニラヨーグルトの販売が好調に推移し、前期比7.3%の伸長となりました。

(商品群別の前期比は、外部顧客に対する売上金額で算出しております。)

事業利益

事業利益

(単位:百万円)



- ハム・ソーセージ及びデリ商品については、商品構成の見直しを進めたことや主力ブランドの販売に集中したことで収益性が改善しました。乳製品については、バニラヨーグルトを中心とした増収効果により増益となりました。

おもな取り扱い商品



「シャウエッセン」



「中華名菜」



「石窯工房」



「バニラヨーグルト」

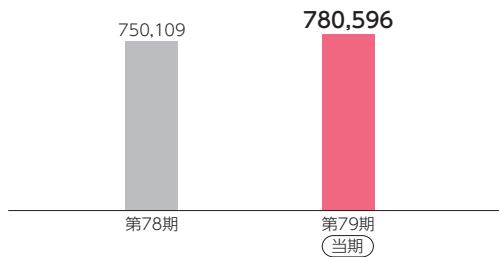


食肉事業本部



売上高

(単位:百万円)

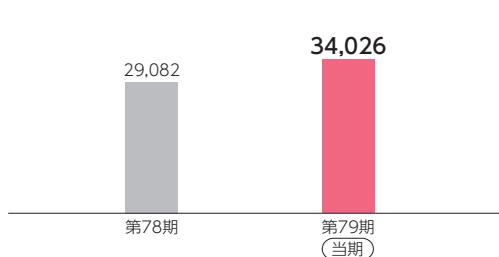


売上高

● 節約志向の高まりにより、比較的安価な国産鶏肉・豚肉の需要が高まり、量販店向け販売が伸長したことや、牛肉を中心としたインバウンド需要の高まりによる外食向け販売の増加などから、増収となりました。

事業利益

(単位:百万円)



事業利益

● 国産鶏肉・豚肉の需要増に伴う増収効果に加え、輸入食肉の在庫適正化に伴う収益性改善、食肉販売会社による外食向け販売の伸長などが寄与し、増益となりました。

おもな国産食肉ブランド



国産牛肉「玄米牛」



国産豚肉「麦小町」



国産鶏肉「桜姫」

おもな輸入食肉ブランド



オーストラリア産「大麦牛ANGUS」



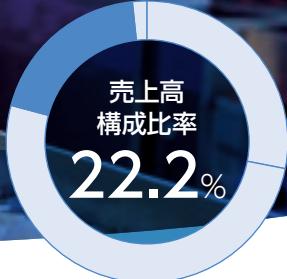
米国産「とうもろこし豚」



タイ産「ハーブ爽育鶏」

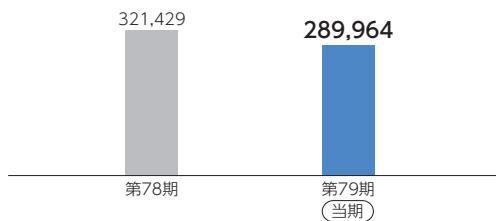


海外事業本部



売上高

(単位:百万円)



売上高

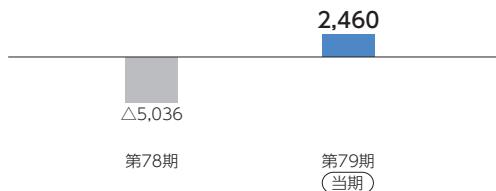
- ウルグアイの牛肉事業会社の株式譲渡による減収に加え、豪州産牛肉の販売単価が下落したことにより、減収となりました。

事業利益

- 豪州牛肉事業の素牛仕入れ価格の低下と販売量増加による収益改善に加え、米州加工事業の販売数量増加などが寄与し、増益となりました。

事業利益

(単位:百万円)



おもな取り扱い商品



Bolez Köylüm
(Whole Chicken)



Crazy Cuizine
(Mandarin Orange Chicken)



NATURE'S FRESH
(NATURAL BEEF)



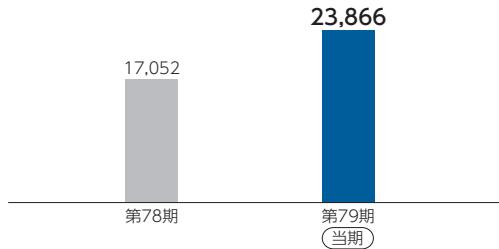
その他

©H.N.F.



売上高

(単位:百万円)

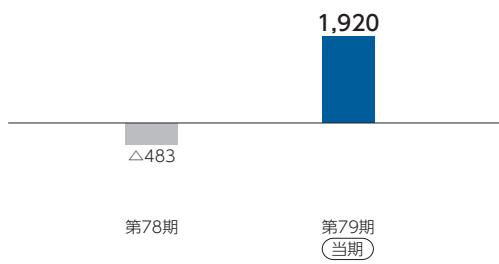


売上高

- ボールパーク事業において「北海道ボールパークFビレッジ」の開業に伴い、観客動員数が増加したことに加え、非試合日に季節に合わせた種々のイベントを実施したことにより来場者数が当初年間計画の300万人を超えたことなどから、増収となりました。

事業利益

(単位:百万円)



事業利益

- ボールパーク事業における新たなビジネスモデルにより広告・チケット・飲食収入などの収益性が大幅に改善したことから、増益となりました。

(2) セグメント別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
■ 加工事業本部	431,233百万円	103.2%	33.1%
■ 食肉事業本部	780,596百万円	104.1%	59.9%
■ 海外事業本部	289,964百万円	90.2%	22.2%
■ その他	23,866百万円	140.0%	1.8%
消去調整他	△211,604百万円	—	△16.2%
非継続事業へ振替	△10,623百万円	—	△0.8%
合計	1,303,432百万円	103.5%	100.0%

(注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ボールパーク事業及び新規事業であります。ボールパーク事業においては、プロ野球球団・プロ野球球場の運営を行っております。

2.海外事業本部に含まれるBPUの売上高を「非継続事業への振替」において組替えを行っております。

(ご参考) 品種別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
ハム・ソーセージ	135,150百万円	103.8%	10.4%
加工食品	237,870百万円	101.1%	18.2%
食肉	826,710百万円	104.4%	63.4%
乳製品	38,963百万円	107.7%	3.0%
その他	64,739百万円	97.6%	5.0%
合計	1,303,432百万円	103.5%	100.0%

(3) 設備投資の状況

当社グループは、生産飼育から処理・加工・製造・流通・販売までのすべてを自社で一貫して行うインテグレーションシステムを構築しており、その中で設備の充実、合理化及び強化を図るため必要な設備投資を実施しております。

当期の設備投資額は総額約608億円（ソフトウェアを含み、使用権資産約167億円を含む）で、その主なものは次のとおりであります。

事業部門	設備投資額	設備投資の主な内容・目的
加工事業本部	9,793百万円	ハム・ソーセージ及び加工食品の製造設備の増設・新設 乳製品製造設備の更新等
食肉事業本部	25,896百万円	生産飼育設備及び食肉処理加工設備の更新・改修等 販売設備の充実
海外事業本部	7,199百万円	加工食品製造設備の増設、食肉処理加工設備及び生産飼育設備の更新等
その他	17,961百万円	D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等

(4) 資金調達の状況

当社は、初の取組みとなりますポジティブ・インパクト・ファイナンスにより、100億円の借入を実行いたしました。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）とは、資金用途を特定せず、企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクトを包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的として行われる融資です。

その他、事業資金に充当することを目的として、PIFと合わせ合計125億円の借入を実行しました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	国際会計基準 (IFRS)			
	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第77期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第78期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第79期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高	1,106,351	1,151,886	1,259,792	1,303,432
税 引 前 当 期 利 益	47,604	51,760	22,162	40,599
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 する 当 期 利 益	32,616	48,049	16,637	28,078
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益	317円97銭	469円92銭	162円44銭	273円70銭
希 薄 化 後 1 株 当 た り 当 期 利 益	317円89銭	469円81銭	162円42銭	—
総 資 産 額	825,405	909,213	937,155	958,237
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 する 持 分	433,595	479,069	492,913	527,503
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分	4,243円70銭	4,681円82銭	4,808円70銭	5,138円81銭

- (注) 1.当社は、第77期においてマリンフーズ株式会社及び同社の子会社等に関連する水産事業を非継続事業に区分しております。また、第78期よりBreeders & Packers Uruguay S.A.に関する牛肉事業を非継続事業に区分しております。そのため、第77期について組替表示しております。
- 2.「基本的1株当たり当期利益」は期中平均発行済株式総数、「希薄化後1株当たり当期利益」は期中平均発行済株式総数に期中平均潜在株式総数を調整した株式総数、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は期末発行済株式総数に基づいて算出してしております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出してしております。第76期、第77期、第78期及び第79期の自己株式数には、役員向け業績連動型株式報酬制度の導入により、役員報酬BIP信託が保有する当社株式及び信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入により、日本ハム・グループ従業員持株会専用信託が保有する当社株式を含めております。
- 3.第79期の「希薄化後1株当たり当期利益」については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区分	事業内容
ハム・ソーセージ	ハム・ソーセージの製造及び販売
加工食品	加工食品の製造及び販売
食肉	生産飼育、食肉の処理・加工及び食肉の輸入・販売
乳製品	ヨーグルト、チーズ等の製造及び販売
その他	ボールパーク事業、冷蔵冷凍倉庫業、運送業、水産加工品の製造及び販売

(7) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

当 社 本 店	大阪市北区梅田二丁目4番9号	
当 社 支 店	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
研 究 所	中央研究所(茨城県)	
当 社 生 産 拠 点	諫早プラント(長崎県)	
そ の 他 国 内 生 産 拠 点	日本ホワイトファーム株式会社(青森県) 日本ハム食品株式会社(三重県) 日本ハム惣菜株式会社(新潟県) 南日本ハム株式会社(宮崎県) 日本ハム北海道ファクトリー株式会社(北海道)	日本クリーンファーム株式会社(青森県) 日本ハムファクトリー株式会社(静岡県) 日本フードパッカー株式会社(青森県) 東北日本ハム株式会社(山形県)
そ の 他 国 内 生 産 営 業 拠 点	株式会社宝幸(東京都) 日本ルナ株式会社(京都府)	日本ピュアフード株式会社(東京都)
当 社 国 内 営 業 拠 点	東京 大阪	
そ の 他 国 内 営 業 拠 点	西日本フード株式会社(福岡県) 関東日本フード株式会社(東京都) 日本ハムマーケティング株式会社(東京都)	東日本フード株式会社(北海道) 中日本フード株式会社(大阪府) ジャパンフード株式会社(東京都)
海 外 生 産 拠 点	Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi(トルコ) Whyalla Beef Pty. Ltd.(オーストラリア) Thai Nippon Foods Co., Ltd.(タイ) Thomas Borthwick & Sons(Australia) Pty. Ltd.(オーストラリア) Oakey Beef Exports Pty. Ltd.(オーストラリア)	
海 外 営 業 拠 点	NH Foods Australia Pty. Ltd.(オーストラリア) Day - Lee Foods, Inc.(アメリカ)	

(注) 「インターファーム株式会社」は、2023年4月に商号を「日本クリーンファーム株式会社」に変更いたしました。

(8) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

	従業員数	前期末増減
■ 加工事業本部	5,077名	132名減
■ 食肉事業本部	5,695名	20名増
■ 海外事業本部	3,791名	554名減
■ その他・全社(共通)	866名	31名増
合 計	15,429名	635名減

(注) 1.従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

2.上記の従業員の数には臨時従業員(期間中平均10,483名)は含んでおりません。

3.上記のうち、当社の従業員数(就業人員数)は1,256名であり、前期末に比べ44名減少しております。

(9) 重要な子会社の状況等 (2024年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi	100,310万トルコリラ	100.0%	畜産物の育成、処理、販売
NH Foods Australia Pty. Ltd.	10,650万豪ドル	100.0%	食肉等の販売
株式会社宝幸	3,040百万円	100.0%	水産加工品・缶詰・乳製品の製造、販売
Day-Lee Foods, Inc.	1,732万米ドル	100.0%	食肉等の販売、加工食品の製造、販売
日本ホワイトファーム株式会社	1,560百万円	100.0%	畜産物の育成、処理
日本クリーンファーム株式会社	1,301百万円	100.0%	畜産物の育成
日本ハムファクトリー株式会社	1,000百万円	100.0%	ハム・ソーセージの製造
日本ハム食品株式会社	1,000百万円	100.0%	加工食品の製造
日本ハム惣菜株式会社	489百万円	100.0%	加工食品の製造
西日本フード株式会社	480百万円	100.0%	食肉等の販売
日本フードパッカー株式会社	470百万円	100.0%	畜産物の処理、加工、販売
東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
関東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
中日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
日本ピュアフード株式会社	410百万円	100.0%	畜産物の加工、販売
日本ルナ株式会社	397百万円	100.0%	乳酸菌飲料の製造、販売
南日本ハム株式会社	360百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の製造
日本ハムマーケティング株式会社	307百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
ジャパンフード株式会社	40百万円	100.0%	食肉等の輸入、販売
株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント	12,000百万円	67.1%	球場運営業務、ボールパーク全体のマネジメント業務、プロ野球関連興行

- (注) 1. 「株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント」に対する当社の議決権比率には、子会社を通じた間接所有分34.2%が含まれております。
2. 「インターファーム株式会社」は、2023年4月に商号を「日本クリーンファーム株式会社」に変更いたしました。

② 企業結合等の状況

連結子会社は、売却等により4社減少したため、64社（上記の重要な20社を含む。）となっております。
また、持分法適用会社は1社増加したことにより7社となりました。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	36,890百万円
株式会社三菱UFJ銀行	24,215百万円
株式会社百十四銀行	18,000百万円
農林中央金庫	11,000百万円

(11) 対処すべき課題

【中長期的な会社の経営戦略】

当社グループは企業理念である「食べる喜び」をお届けし続けるために、2030年のありたい姿として定めた「Vision2030」“たんぱく質を、もっと自由に。”の実現に向け、2024年4月に『中期経営計画2026』を策定致しました。

『中期経営計画2026』は、「たんぱく質の価値を共に創る企業へ」をテーマに掲げ、「Vision2030」で示した新たなステージへ到達するため、バックキャストで特定したビジネスモデル変革に向けた課題に対し、構造改革と成長戦略、風土改革を三位一体で進め、価値創造企業に進化する3年間と位置付けております。

また、2021年からの当社ビジネス環境とサステナビリティに関するステークホルダーからの期待の変化を鑑み、マテリアリティの見直しを行いました。これまでの食のインフラを担う企業としてたんぱく質を安定的にお届けすることに加え、様々なパートナーと力を掛け合わせ、たんぱく質の新たな価値創造に取り組むことで、社会課題の解決に努めてまいります。

加えて、資本コストを上回るリターンの追求と株主還元強化などの資本最適化施策の推進により企業価値の向上に努めてまいります。

上記取組みを通し、『中期経営計画2026』最終年度となる2027年3月期において、売上高1兆3,800億円、事業利益610億円、事業利益率4.4%、ROE7.0~8.0%、ROIC5.0~6.0%を経営目標とし、達成を目指してまいります。

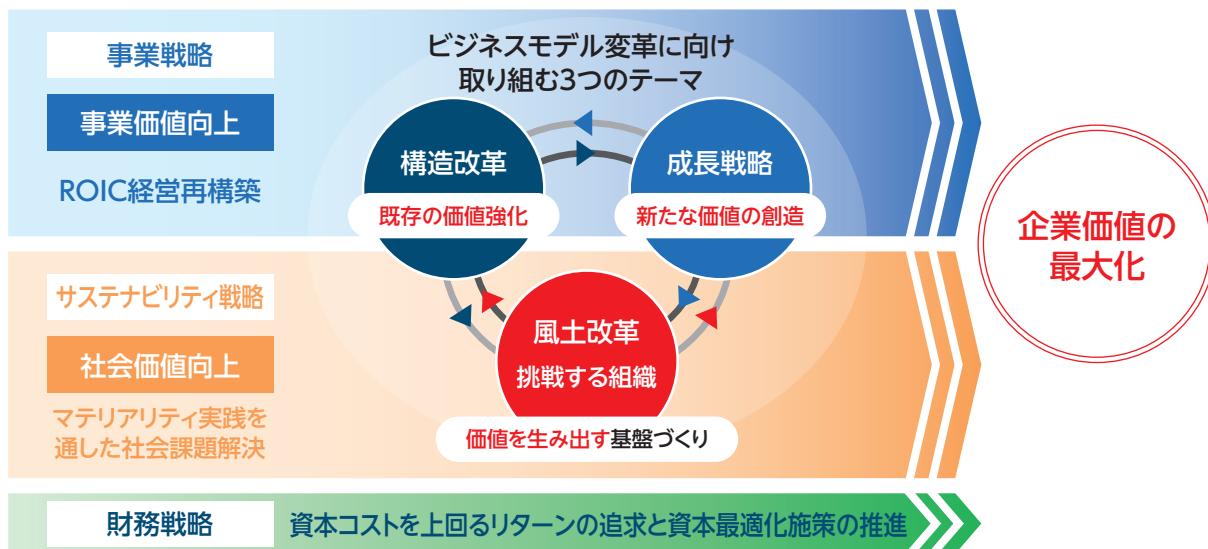
また、「中期経営計画2023」の発表時に開示しておりました2027年3月期の目標である事業利益790億円、ROE9.0%以上、ROIC7.0%以上につきましては、2021年4月以降のウクライナ情勢の長期化等による地政学的リスクの増大や、為替の急激な円安進行による原料・燃料価格の高騰などの影響を踏まえ、『中期経営計画2026』の策定と合わせ、達成時期の見直しを行いました。『中期経営計画2026』で取り組む構造改革・成長戦略・風土改革の取組みを推進することに加え、『中期経営計画2029』で成長戦略の効果創出を果たし、収益力強化と効率性改善を進めることで、2030年3月期に事業利益790億円以上、ROE9.0%以上および、ROIC7.0%以上の達成を目指してまいります。

ニッポンハムグループ 中期経営計画2026 テーマ

たんぱく質の価値を共に創る企業へ

社会の変化、生活者の未来を見つめ、
これまでのあたりまえや慣習にとらわれず、
お客さま、社会、世界に、新たな価値を創り出していく。
グループ内、そして様々なパートナーの力を掛け合わせ、
私たちが向き合ってきた、たんぱく質をはじめとする
生命の恵みの可能性を最大限引き出していく。
ニッポンハムグループは、たんぱく質の価値を共に創る企業へ。
私たちは、挑戦し続けます。

ニッポンハムグループ 中期経営計画2026 全体構想



中期経営計画2026 全社戦略

新たなステージに向け、挑戦と共創をキーワードに取り組む『中期経営計画2026』では、構造改革と成長戦略、風土改革を通し、環境変化への対応力を身に着け、より高い価値を生み出す力を獲得していきます。

構造改革では、「最適生産体制」、「低収益事業見直し」、「商品構成改善」への取組みを通し、不透明な環境下を勝ち残る競争力を獲得します。

成長戦略では、「ブランド強化」、「グローバル強化」、「事業横断強化」、「研究開発強化」への取組みを通し、価値の源泉となる無形資産の育成・強化を図ります。

風土改革を通し目指す「挑戦する組織風土の醸成」に向け、「変革型経営人財の育成・獲得」と「多様な人財の活躍推進」に取り組むことで、価値を生み出す基盤を構築してまいります。

Vision2030 たんぱく質を、もっと自由に。

中計2026テーマ たんぱく質の価値を共に創る企業へ

構造改革

最適生産体制

低収益事業見直し

商品構成改善

成長戦略

ブランド強化

グローバル強化

事業横断強化

研究開発強化

挑戦する組織風土の醸成

変革型経営人材の育成・獲得

多様な人材の活躍推進

経営基盤強化 ガバナンス・コンプライアンス

企業理念・経営理念

【2024年度の方針】

2024年度の経済見通しにつきましては、日本国内の景気動向は緩やかに回復していると位置付けられているものの、ウクライナ危機などの地政学的リスクや、日米金利差などを要因とする円安の進行を要因とした原材料価格やエネルギー価格の高騰によるコストプッシュインフレの影響により節約志向が高まっていることから、引き続き不透明な状況が続くことが想定されます。

このような状況のもと、当社グループでは、『中期経営計画2026』で掲げた「たんぱく質の価値を共に創る企業」を目指し、構造改革・成長戦略・風土改革に三位一体で取り組んでまいります。

加工事業につきましては、構造改革を通し商品構成の改善を進め、シャウエッセンなどのお客様に求められる価値ある商品の提供に努めるとともに、新しい食シーンの創造を通した新カテゴリーと新販路の開拓を進め、収益性の改善に取り組んでまいります。

食肉事業につきましては、節約志向により需要が増加している国産鶏肉の強化に取り組むとともに、国産豚肉の収益性改善、当社グループで生産から手掛けるブランド食肉（国産鶏肉桜姫、国産豚肉麦小町、豪州産牛肉大麥牛ANGUS）の拡販に取り組んでまいります。

海外事業につきましては、好環境が見込まれる豪州牛肉事業の生産強化に加え、北米・アセアンにおける加工品事業の強化に取り組むことで、海外売上拡大に取り組んでまいります。

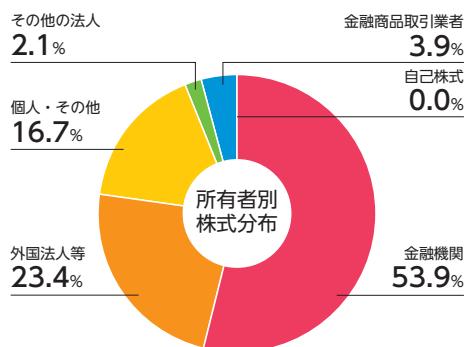
ボールパーク事業につきましては、開業2年目を迎える中で引き続き多くのお客様にご来場いただけるよう、ボールパークの魅力をもっと高めるイベントやコンテンツづくりに取り組んでまいります。

また、今期より立ち上げました成長戦略プロジェクトでは、将来の事業成長と領域の拡大に向け、事業横断で取り組む成長戦略の推進とR&Dの強化を進めることで、新領域における事業創造にも取り組んでまいります。

以上の取組みを通し、2025年3月期は、売上高1兆3,400億円、事業利益480億円（事業利益率 3.6%）の達成を目指してまいります。

2. 株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	285,000,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式10,846株を含む）	102,958,904株
(3) 株主数	55,580名



所有者区分	持株数	株主数
金融機関	55,494千株	80名
外国法人等	24,077千株	382名
個人・その他	17,197千株	54,594名
その他の法人	2,139千株	490名
金融機関取引業者	4,038千株	33名
自己株式	10千株	1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,825千株	20.23%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,356千株	9.09%
株式会社百十四銀行	3,708千株	3.60%
明治安田生命保険相互会社	3,677千株	3.57%
日本生命保険相互会社	2,785千株	2.71%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,416千株	2.35%
農林中央金庫	2,370千株	2.30%
J P モルガン証券株式会社	2,072千株	2.01%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,828千株	1.78%
株式会社三菱UFJ銀行	1,653千株	1.61%

（注）持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	5,488株	1名
執行役員	1,947株	1名

（注）1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式を記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	木 藤 哲 大	取締役会議長
代表取締役社長 (社長執行役員)	井 川 伸 久	
取締役(常務執行役員)	前 田 文 男	食肉事業本部長
取締役(常務執行役員)	片 岡 雅 史	経理財務部、サステナビリティ部担当、東京支社長
取締役(常務執行役員)	秋 山 光 平	人事部、法務部、総務部、広報IR部、秘書室担当
取 締 役	河 野 康 子	NPO法人 消費者スマイル基金理事長 (一財) 日本消費者協会理事 金融庁金融審議会委員 林野庁林政審議会委員 文化庁文化審議会委員
取 締 役	荒 瀬 秀 夫	株式会社ヒューマンネクサスラボ パートナー 東京医科歯科大学オープンイノベーションセンター特任教授
取 締 役	山 崎 徳 司	
常 勤 監 査 役	宮 階 定 憲	
常 勤 監 査 役	田 澤 信 之	
監 査 役	北 口 正 幸	北口公認会計士事務所所長 招和法律事務所代表 株式会社グラッドキューブ社外監査役
監 査 役	西 山 茂	早稲田大学大学院教授 株式会社マクロミル社外取締役 丸紅株式会社社外監査役 株式会社東京エネシス社外取締役
監 査 役	中 村 克 己	国広総合法律事務所パートナー 日本ノーベル株式会社社外監査役 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社社外取締役 監査等委員 株式会社ウィルグループ社外監査役

- (注) 1. 取締役河野康子氏、荒瀬秀夫氏及び山崎徳司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北口正幸氏、西山 茂氏及び中村克己氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である河野康子氏、荒瀬秀夫氏及び山崎徳司氏並びに社外監査役である北口正幸氏、西山 茂氏及び中村克己氏を、東京証券取引所の定める独立役員と指定して届け出ております。また、当社は、14頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外役員全員が当社からの独立性を有していると判断しております。
4. 監査役北口正幸氏及び西山 茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の役員の変更は、次のとおりであります。
(1) 就 任
① 2023年6月27日開催の第78回定時株主総会において、秋山光平氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
② 2023年6月27日開催の第78回定時株主総会において、中村克己氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
(2) 退 任
① 2023年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、畑 佳秀氏が取締役を退任いたしました。
② 2023年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、芝 昭彦氏が監査役を退任いたしました。

(ご参考)

2024年4月1日現在の経営体制は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	木藤哲大	取締役会議長
代表取締役社長 (社長執行役員)	井川伸久	
取締役副社長 (副社長執行役員)	片岡雅史	経理財務部、サステナビリティ部担当
取締役(専務執行役員)	前田文男	食肉事業本部長
取締役(常務執行役員)	秋山光平	人事部、法務部、総務部、広報IR部、秘書室担当
取締役	河野康子	NPO法人 消費者スマイル基金理事長 (一財) 日本消費者協会理事 金融庁金融審議会委員 林野庁林政審議会委員 文化庁文化審議会委員
取締役	荒瀬秀夫	株式会社ヒューマンネクサスラボ パートナー 東京医科歯科大学オープンイノベーションセンター特任教授 JETRO 2024年度 新輸出大国コンソーシアム パートナー
取締役	山崎徳司	
常勤監査役	宮階定憲	
常勤監査役	田澤信之	
監査役	北口正幸	北口公認会計士事務所所長 招和法律事務所代表 株式会社グッドキューブ社外監査役
監査役	西山茂	早稲田大学大学院教授 株式会社マクロミル社外取締役 丸紅株式会社社外監査役 株式会社東京エネシス社外取締役
監査役	中村克己	国広総合法律事務所パートナー 日本ノーベル株式会社社外監査役 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社社 外取締役監査等委員 株式会社ウィルグループ社外監査役

(取締役を兼任していない執行役員)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	小田 信夫	グループ戦略推進事業部、経営企画部担当、 東京支社長、成長戦略プロジェクト担当
常務執行役員	松本 之博	加工事業本部長
常務執行役員	長谷川 佳孝	監査部、コンプライアンス部担当、 グループ監査役室長
執行役員	伊藤 忠明	海外事業本部長、事業統括部長
執行役員	藤井 秀樹	海外事業本部 事業統括部 北米担当、 デイリーフーズ株式会社取締役社長
執行役員	関 孝雄	加工事業本部 営業統括事業部長
執行役員	戸田 秀一	食肉事業本部 輸入食肉事業部長
執行役員	藤原 寛英	D X推進部、IT戦略部、スポーツ事業推進部担当
執行役員	脇田 暁夫	加工事業本部 商品統括事業部長
執行役員	井門 豊武	食肉事業本部 国内食肉第二事業部長
執行役員	稲富 聖二	海外事業本部 事業統括部 豪州担当、 NHフーズ・オーストラリア株式会社取締役社長
執行役員	岸本 栄	加工事業本部 マーケティング統括部長
執行役員	大石 泰之	品質保証部長、お客様志向推進部、 中央研究所担当
執行役員	細谷 信博	食肉事業本部 食肉営業統括事業部長
執行役員	樺山 正史	加工事業本部 管理統括部長
執行役員	古賀 尚美	食肉事業本部 管理統括部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

【当社の役員報酬に関する基本的な考え方】

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

当社の役員報酬制度は、経営者として優秀な人材を選抜育成・登用し、その業務執行取締役及び執行役員一人ひとりに対し、役員報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の企業理念実現に向けて、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的としております。

制度構築・報酬水準・制度運用等については、独立社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て、取締役会において決定することとしております。

役位別の報酬水準は、第三者機関の調査結果などを参考に、毎年水準の妥当性を検証しております。

【報酬検討委員会における手続き】

報酬検討委員会は、役員（執行役員を含む）の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としています。また、報酬検討委員会は、構成委員の過半数を独立社外役員で構成し、年2回以上開催しており、委員は取締役会で選定し、委員長は社外取締役が務めております。

また、報酬検討委員会における役員報酬の決定プロセスとして、事業年度ごとに業務執行取締役及び執行役員が設定する年間目標に照らした業績評価と次年度の役員報酬案の検討を行い取締役会に答申します。取締役会は、報酬検討委員会の答申を尊重して次年度の役員報酬を決定しており、当該プロセスにより、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

【取締役報酬の概要】

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬及び評価報酬）並びに業績連動型株式報酬で構成されております。構成割合（標準的な業績達成度を100%とした場合）は、基本報酬55%、評価報酬28%、業績連動型株式報酬17%です。一方、社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、いずれの取締役に対しても退職慰労金は支給しておりません。

(1) 金銭報酬は、基本報酬と評価報酬で構成されております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて決定するものとします。評価報酬は、変動報酬（一定額を毎月支給）とし、年度業績（連結売上高、連結事業利益、ROE、ROIC）及び個別に設定する経営課題の達成度合いに応じて、標準的な業績達成度を100%とした場合、0~200%の範囲で変動します。

評価項目は、①全社業績、②部門業績（事業本部・事業部）、③経営課題の3項目とし、業績評価はそれぞれの項目ごとに独立しています。また、業績評価指標について、トップラインの持続的な成長を目的に連結売上高、本業の持続的な成長を目的に連結事業利益、資本効率の向上を目的に、2013年3月期よりROEを全社業績として採用しており、投下資本に対する効率性向上を目的に、2016年3月期よりROICを事業部門業績として採用しています。

(2) 当社は、2020年6月25日開催の第75回定時株主総会における決議（決議時点の役員数22名）に基づき、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象として、2020年8月3日を制度開始日として、中長期の業績達成状況に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しました。

中長期的な企業価値向上を促すインセンティブ付与を意図した業績連動型株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、当社の中期経営計画に掲げる業績目標（連結売上高、連結事業利益、ROE）の達成度等に応じたポイントを付与し、在任中及び退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付するという制度です。なお、この株式は退任後1年が経過するまでは譲渡できないものとしております。

また、当社の業績連動型株式報酬には、マルス（権利付与後権利確定前の減額）及びフローバック（権利確定後の返還）条項が含まれています。発動要件の1つが発生した場合にこれらの条項を行使することができ、発動要件には職務の重大な違反、社内規程の重大な違反など一定の非違行為を含みます。返還対象となる株式報酬は、非違行為が発生した事業年度における報酬の全部又は一部です。

本制度により、取締役及び執行役員には、毎年6月（2020年度の職務執行にかかる対価については2021年6月）に、役位及び当社の中期経営計画に掲げる業績指標の目標達成度に応じたポイントが付与され、当該ポイントは在任期間中累積されます（以下「累積ポイント」という。）。なお、付与されるポイントの数は、標準的な業績達成度を100%とした場合、0~150%の範囲で変動します。取締役及び執行役員に対する当社株式等の交付等は、累積ポイントの70%に相当する部分については、当社の中期経営計画の最終事業年度末日直後の7月頃に行われ、30%に相当する部分については、取締役及び執行役員の退任後又は死亡した時に行われます。また、取締役又は執行役員が死亡した場合、死亡した時点における累積ポイントに相当する当社株式を株式市場において売却の上、その換価処分金相当額の金銭を、当該取締役又は執行役員の相続人に支給します。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び1事業年度あたりに取締役及び執行役員に付与するポイント数（株式数）の合計の上限を調整します。

本制度にかかる株式報酬は、下記の方法に基づき算定されるものとし、1事業年度あたりに取締役及び執行役員に付与する個別のポイント数（株式数）を確定します。

（ポイント算定式）

付与ポイント数（※1）＝

（役位別基準株式報酬額（※2）÷ポイント算定株価（※3））×業績係数（※4）

（※1）小数点以下を切り捨て

（※2）役位別基準株式報酬額は、当社が役位毎に予め定めた株式報酬の基準となる報酬額とします。

(※3) ポイント算定株価は、本制度のために設定する役員報酬 B I P 信託（以下「本信託」という。）により取得される当社株式の平均取得単価（小数点第 1 位を四捨五入）とします。なお、本制度を継続するために、本信託の信託期間の延長が行われた場合には、信託期間の延長に伴い本信託により新たに取得された当社株式の平均取得単価（小数点第 1 位を四捨五入）とします。

(※4) 業績目標の達成度を測る各指標の目標値は、当社の中期経営計画において公表する各事業年度の定量目標値とします。

【監査役報酬の概要】

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び業績連動型株式報酬は支給しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)		
			基本報酬	評価報酬	業績連動型 株式報酬
取締役	9	241	186	30	25
(うち社外取締役)	(3)	(39)	(39)	(-)	(-)
監査役	6	89	89	-	-
(うち社外監査役)	(4)	(39)	(39)	(-)	(-)
合計	15	330	275	30	25
(うち社外役員)	(7)	(78)	(78)	(-)	(-)

(注) 1. 報酬等の総額には、2023年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬額を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額（基本報酬及び評価報酬）は、月額42百万円（1996年6月27日開催の第51回定時株主総会決議）であり、当該決議時の取締役は、25名であります。

また、2020年6月25日開催の第75回定時株主総会決議により、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入しております。本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（当初の対象期間は2020年度から2023年度までの4事業年度）に対して、1事業年度当たりの上限額を220百万円として信託金を拠出し、当社株式が信託を通じて取得され、中期経営計画に掲げる業績指標の目標値に対する達成度及び役位等に応じて当該信託を通じて当社株式等の交付等を行う制度であり、当該決議時の取締役は5名であります。

上記表中の業績連動型株式報酬の総額は、当該制度に基づき当事業年度中に受ける見込みの額が明らかになった株式交付ポイントに係る費用計上額等を記載しております。

3. 評価報酬は、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、当社の年度業績（連結売上高、連結事業利益、ROE、ROIC）及び個別に設定する経営課題の達成度合いに応じて変動する金銭報酬としております。また、業績連動型株式報酬は、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、当社の中期経営計画に掲げる業績目標（連結売上高、連結事業利益、ROE）の達成度等に応じたポイントを付与し、在任中及び退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付する制度としております。2023年度における年度業績に係る実績は、連結売上高は1,303,432百万円、連結事業利益は44,939百万円、ROEは5.5%となりました。なお、ROICは事業部門業績における対外的に開示されていない指標であり、数値として開示いたしません。昨年実績と比較して、それぞれ改善しました。

4. 監査役の報酬等の限度額は、月額8百万円（1998年6月26日開催の第53回定時株主総会決議）であり、当該決議時の監査役は5名であります。

(ご参考)

当社は、2024年4月開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を一部改定する決議をしております。改定に際しては当該方針について報酬検討委員会への答申を経ております。その内容は以下のとおりであります。

【当社の役員報酬に関する基本的な考え方】

当社の役員報酬制度は、経営者として優秀な人財を選抜育成・登用し、その業務執行取締役及び執行役員一人ひとりに対し、役員報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の企業理念実現に向けて、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的としております。

制度構築・報酬水準・制度運用等については、独立社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て、取締役会において決定することとしております。

役位別の報酬水準は、第三者機関の調査結果などを参考に、毎年水準の妥当性を検証しております。

【報酬検討委員会における手続き】

報酬検討委員会は、役員（執行役員を含む）の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としています。また、構成委員の過半数を独立社外役員で構成し、年2回以上開催しています。委員は取締役会で選定し、委員長は社外取締役が務めております。

また、報酬検討委員会における役員報酬の決定プロセスとして、事業年度ごとに業務執行取締役及び執行役員が設定する年間目標に照らした業績評価と次年度の役員報酬案の検討を行い取締役会に答申します。取締役会は、報酬検討委員会の答申を尊重して次年度の役員報酬を決定します。当該プロセスにより、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

【取締役報酬の概要】

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬及び評価報酬）並びに業績連動型株式報酬で構成されております。構成割合（標準的な業績達成度を100%とした場合）は、基本報酬55%、評価報酬28%、業績連動型株式報酬17%です。一方、社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、いずれの取締役に対しても退職慰労金は支給しておりません。

- (1) 金銭報酬は、基本報酬と評価報酬で構成されております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて決定するものとします。評価報酬は、変動報酬（一定額を毎月支給）とし、年度業績（連結売上高、連結事業利益、ROE、ROIC）及び個別に設定する経営課題の達成度合いに応じて、標準的な業績達成度を100%とした場合、0~200%の範囲で変動します。

評価項目は、①全社業績、②部門業績（事業本部・事業部）、③経営課題の3項目とし、業績評価はそれぞれの項目ごとに独立しています。また、業績評価指標について、トップラインの持続的な成長を目的に連結売上高、本業の持続的な成長を目的に連結事業利益、資本効率の向上を目的に、2013年3月期よりROEを全社業績として採用しており、投下資本に対する効率性向上を目的に、2016年3月期よりROICを部門業績として採用しています。

- (2) 当社は、2020年6月25日開催の第75回定時株主総会における決議（決議時点の役員数22名）に基づき、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象として、2020年8月3日を制度開始日として、中長期の業績達成状況に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以

下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)を行う業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しました。

中長期的な企業価値向上を促すインセンティブ付与を意図した業績連動型株式報酬は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、当社の中期経営計画に掲げる業績目標(連結売上高、連結事業利益、ROE)の達成度、当社のTSR(Total Shareholder Return(株主総利回り))に係る評価(対TOPIX)及び役位等に応じたポイントを付与し、在任中及び退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付するという制度です。なお、この株式は退任後1年が経過するまでは譲渡できないものとしております。

また、当社の業績連動型株式報酬には、マルス(権利付与後権利確定前の減額)及びクローバック(権利確定後の返還)条項が含まれています。発動要件の1つが発生した場合にこれらの条項を行使することができ、発動要件には職務の重大な違反、社内規程の重大な違反など一定の非違行為を含みます。返還対象となる株式報酬は、非違行為が発生した事業年度における報酬の全部又は一部です。

本制度により、取締役及び執行役員には、毎年6月に、同年3月末日で終了する事業年度における中期経営計画に掲げる業績指標の目標値に対する達成度、当社のTSRに係る評価(対TOPIX)及び役位等に応じたポイントが付与され、当該ポイントは在任期間中累積されます(以下「累積ポイント」という。)。なお、付与されるポイントの数は、標準的な業績達成度を100%とした場合、0~150%の範囲で変動します。取締役及び執行役員に対する当社株式等の交付等は、累積ポイントの70%に相当する部分については、当社の中期経営計画の最終事業年度末日直後の7月頃に行われ、30%に相当する部分については、取締役及び執行役員の退任後又は死亡した時に行われます。また、取締役又は執行役員が死亡した場合、死亡した時点における累積ポイントに相当する当社株式を株式市場において売却の上、その換価処分金相当額の金銭を、当該取締役又は執行役員の相続人に支給します。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び1事業年度あたりに取締役及び執行役員に付与するポイント数(株式数)の合計の上限を調整します。

本制度にかかる株式報酬は、下記の方法に基づき算定されるものとし、1事業年度あたりに取締役及び執行役員に付与する個別のポイント数(株式数)を確定します。

(ポイント算定式)

付与ポイント数(※1) =

(役位別基準株式報酬額(※2) ÷ ポイント算定株価(※3)) × 業績係数(※4)

(※1) 小数点以下を切り捨て

(※2) 役位別基準株式報酬額は、当社が役位毎に予め定めた株式報酬の基準となる報酬額とします。

(※3) ポイント算定株価は、本制度のために設定する役員報酬BIP信託(以下「本信託」という。)により取得される当社株式の平均取得単価(小数点第1位を四捨五入)とします。
なお、本制度を継続するために、本信託の信託期間の延長が行われた場合には、信託期

間の延長に伴い本信託により新たに取得された当社株式の平均取得単価（小数点第1位を四捨五入）とします。

(※4) 業績目標の達成度を測る各指標の目標値は、当社の中期経営計画において公表する各事業年度の定量目標値及び当社のT S Rに係る評価（対TOPIX）等とします。

【監査役報酬の概要】

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び業績連動型株式報酬は支給しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	主な活動状況
取締役	河野 康子	18回/18回 (100%)	—	消費者問題に関する豊富な経験及び知見等を有していることから、経営全般はもとより、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向けて取り組むべき社会課題として特定したニッポンハムグループ「5つのマテリアリティ」の推進・実行に関して、有益な提言を適宜行っております。また、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員を務めました。
	荒瀬 秀夫	18回/18回 (100%)	—	大手医療機器メーカーにおいて海外事業担当の取締役を務め、変化に対応するグローバルな企業経営における豊富な経験及び高い見識を有していることから、経営全般はもとより、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の経営方針である「海外事業における成長モデルの構築」に関して、有益な提言を適宜行っております。また、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会及びサステナビリティ委員会の委員を務めました。
	山崎 徳司	18回/18回 (100%)	—	証券アナリスト経験者としての専門的見地と豊富な経験等を有していることから、経営全般はもとより、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の経営方針である「収益性を伴ったサステナブルな事業モデルへのシフト」に関して、有益な提言を適宜行っております。また、役員指名検討委員会、報酬検討委員会及びサステナビリティ委員会の委員を務めました。

監査役	北口正幸	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)	幅広い法的案件に対応する弁護士及び公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、役員指名検討委員会の委員を務めました。
	西山茂	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)	公認会計士及び大学院教授としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、サステナビリティ委員会のオブザーバーを務めました。
	中村克己	13回／13回 (100%)	12回／13回 (92%)	リスク・危機管理及びコンプライアンス対応に専門性を有する弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、コンプライアンス委員会のオブザーバーを務めました。

(注) 中村克己氏の出席回数については、2023年6月27日の就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である河野康子氏、荒瀬秀夫氏及び山崎徳司氏並びに社外監査役である北口正幸氏、西山茂氏及び中村克己氏の各氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約内容の概要は次のとおりであります。

- (a) 社外取締役又は社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (b) 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

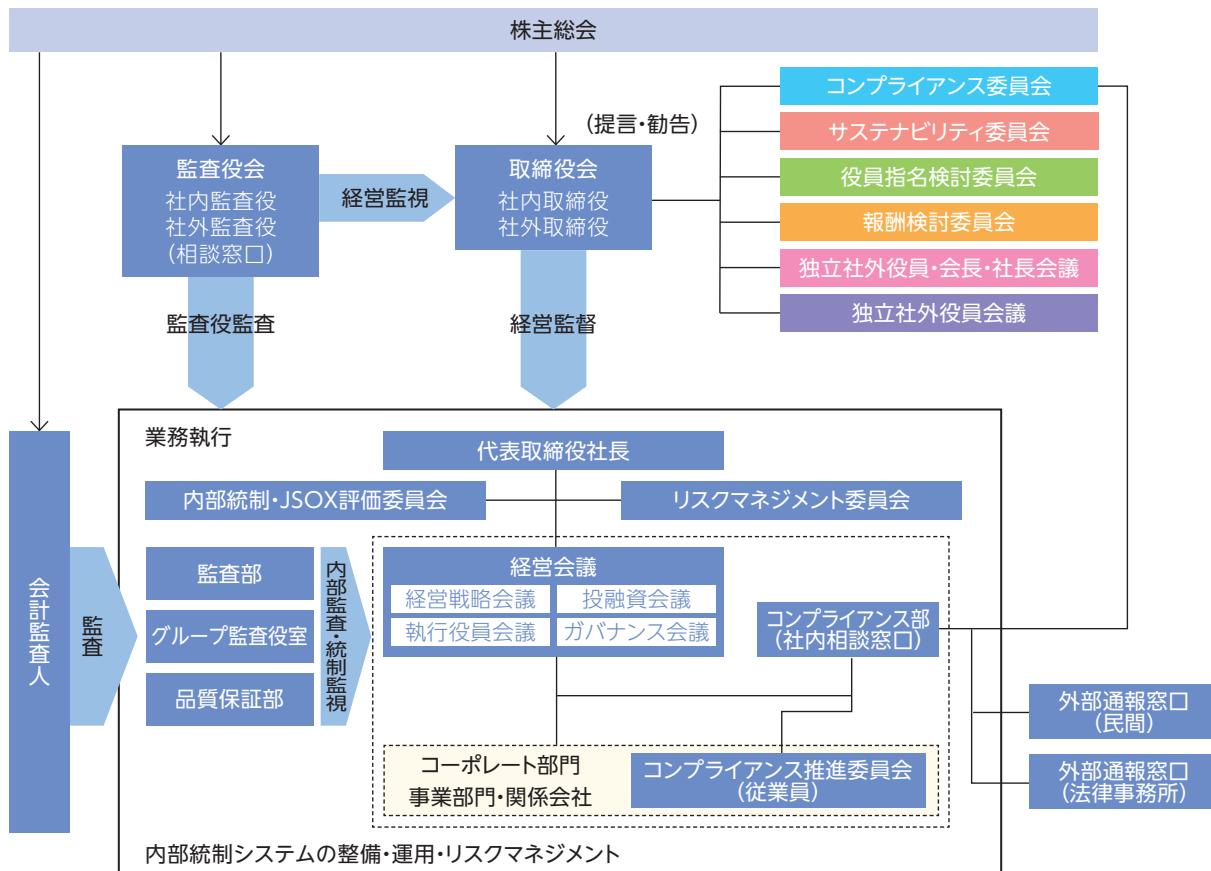
【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの社会的責任を果たすとともに、当社グループの企業理念を実現するために、「ニッポンHAMグループコーポレート・ガバナンス基本方針」をもとにした最適なガバナンス体制を構築する。

運営にあたっては、グループ全体の経営の透明性と効率性を高め、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、積極果敢な経営判断を可能にするとともに、その責任を明確にすることを基本とする。

2. 体制図 (2024年4月1日現在)



3. 任意委員会

当社は、より透明性の高い経営の実現に向けて取締役会の機能を補完するため、以下の6つの任意委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会

当社グループ全体のコンプライアンスについて総合的に検討し、取締役会及び経営会議に対し提言を行うことを目的としております。

役員指名検討委員会

代表取締役候補者・取締役候補者・監査役候補者の決定及び代表取締役社長以下経営陣(業務執行取締役及び執行役員)の解職及び解任審議に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。

独立社外役員・会長・社長会議

独立社外役員と会長、社長の忌憚のない意見交換を通して、当社グループの企業価値向上及び風土改革提言の場となることを目的としております。

サステナビリティ委員会

当社グループにおけるサステナビリティの取組みについて総合的に検討し、取締役会に対し報告又は提言を行うことを目的としております。

報酬検討委員会

役員(執行役員を含む)の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。

独立社外役員会議

独立社外役員が、独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識の共有を図る場となることを目的としております。

任意委員会の構成 (2024年4月1日現在)

地 位	氏 名	コンプライアンス 委 員 会	サステナビリティ 委 員 会	役 員 指 名 検 討 委 員 会	報 酬 検 討 委 員 会	独 立 社 外 社 長 会 議	独 立 社 外 社 外 議
取 締 役 会 長	木藤 哲大	◎	◎			○	
代表取締役社長	井川 伸久	○	○		○	○	
取 締 役 副 社 長	片岡 雅史		○				
取 締 役	前田 文男	○	○				
取 締 役	秋山 光平	○	○	オブザーバー	オブザーバー		
取 締 役 (社 外)	河野 康子 *		○	◎	○	○	◎
取 締 役 (社 外)	荒瀬 秀夫 *	○		○	◎	○	○
取 締 役 (社 外)	山崎 徳司 *		○	○	○	○	○
監 査 役 (社 外)	北口 正幸 *			○		○	○
監 査 役 (社 外)	西山 茂 *		オブザーバー			○	○
監 査 役 (社 外)	中村 克己 *	オブザーバー				○	○

◎委員長・議長 ○委員 *独立役員

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	217百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	376百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NH Foods Australia Pty. Ltd. 及びDay - Lee Foods, Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるサイバーBCPに関する助言・指導業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>) に掲載しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>) に掲載しております。

(3) 剰余金の配当等に関する事項

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従前より株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として認識し、中長期的な企業価値向上を目的とした最適資本負債構成の実現に向けた資本政策の一環として位置付け、安定的な配当の実施に努めてまいりました。

今般、『中期経営計画2026』を策定し、株主の皆様への求める価値を創出する企業を目指すために、改めて当社における資本コストと最適な負債資本構成を設定した上で、投下資本効率の向上を意識した経営を行っていくものとしております。

その上で、株主の皆様への還元についてさらに充実させるため、配当方針を下記のとおり変更いたします。

現在当社で採用しておりますDOE（親会社所有者帰属持分配当率）については、『中期経営計画2026』期間において3%程度への引上げを目指し、株主の皆様への還元を安定・継続的に成長させてまいります。同時に、配当性向については40%以上を目安とすることで充実させてまいります。

また、当社は負債資本構成について、資本コストの逓減と資金調達に必要な信用力の維持を両立するD/Eレシオを想定しております。この方針に基づき、自己株式取得を機動的に行い、当社が資本コストの観点から最も効率的と判断する株主資本の水準への最適化を進めることで、企業価値の向上を実現してまいります。

② 剰余金の配当の状況

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり119円（DOE2.4%、配当性向43.5%）とさせていただきます。

(注) 本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を、比率その他の数字は表示の数値未満を四捨五入して表示しております。ただし、株数については表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負債及び資本の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	65,465	有利子負債	59,247
営業債権及びその他の債権	165,022	営業債務及びその他の債務	116,773
棚卸資産	141,429	未払法人所得税	7,143
生物資産	25,420	その他の金融負債	14,964
その他の金融資産	5,711	その他の流動負債	48,705
その他の流動資産	20,318	流動負債合計	246,832
売却目的保有資産	65	非流動負債	
流動資産合計	423,430	有利子負債	155,605
非流動資産		退職給付に係る負債	12,491
有形固定資産	375,211	その他の金融負債	1,184
使用権資産	44,814	繰延税金負債	874
生物資産	1,531	その他の非流動負債	2,049
無形資産及びのれん	25,822	非流動負債合計	172,203
持分法で会計処理	9,835	負債合計	419,035
されている投資		資 本	
その他の金融資産	30,019	資 本 金	36,294
繰延税金資産	28,072	資本剰余金	71,110
その他の非流動資産	19,503	利益剰余金	390,305
非流動資産合計	534,807	自己株式	△1,403
		その他の包括利益累計額	31,197
		親会社の所有者に帰属する持分	527,503
		非支配持分	11,699
		資本合計	539,202
資 産 合 計	958,237	負 債 及 び 資 本 合 計	958,237

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	1,303,432
売上原価	1,099,801
販売費及び一般管理費	172,074
その他の収益	20,685
その他の費用	12,010
金融収益	3,219
金融費用	2,979
持分法による投資利益	127
税引前当期利益	40,599
法人所得税費用	11,253
継続事業からの当期利益	29,346
非継続事業からの当期利益	102
当期利益	29,448
当期利益の帰属者	
親会社	
継続事業	27,976
非継続事業	102
合計	28,078
非支配持分	
継続事業	1,370
非継続事業	—
合計	1,370
当期利益	29,448

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	323,101	流動負債	230,276
現金及び預金	19,298	支払手形	241
売掛金	102,637	買掛金	122,967
商品及び製品	40,649	短期借入金	26,840
仕掛品	131	1年内返済予定の長期借入金	643
材料及び貯蔵品	10,442	リース債務	11
関係会社短期貸付金	130,614	未払費用	4,419
未収入金	12,876	未払法人税等	9,503
未収還付法人税等	4,414	未払法人税等	395
その他の債権	2,043	預り金	562
貸倒引当金	△3	関係会社預り金	64,483
固定資産	275,270	その他の負債	212
有形固定資産	27,774	固定負債	123,202
建物	7,583	社債	65,000
構築物	1,033	長期借入金	57,639
機械及び装置	3,661	リース債務	30
車両運搬具	13	長期未払金	3
工具器具及び備品	1,004	その他の負債	530
土地	14,418	負債合計	353,478
リース資産	40	(純資産の部)	
建設仮勘定	22	株主資本	237,067
無形固定資産	21,852	資本金	36,294
ソフトウェア	6,294	資本剰余金	55,212
ソフトウェア仮勘定	15,430	資本準備金	55,212
その他の無形資産	128	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	225,644	利益剰余金	146,964
投資有価証券	21,100	利益準備金	6,041
関係会社株式	55,479	その他利益剰余金	140,923
長期貸付金	141,821	固定資産圧縮積立金	726
長期前払費用	137	オープンイノベーション促進積立金	25
前払年金費用	7,565	別途積立金	95,000
繰延税金資産	590	繰越利益剰余金	45,172
その他の資産	4,445	自己株式	△1,403
貸倒引当金	△5,493	評価・換算差額等	7,826
		その他有価証券評価差額金	7,826
資産合計	598,371	純資産合計	244,893
		負債及び純資産合計	598,371

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		835,263
売 上 原 価		781,977
売 上 総 利 益		53,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		53,507
営 業 損 失		221
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	23,692	
そ の 他	978	24,670
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,546	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	134	
そ の 他	820	2,500
経 常 利 益		21,949
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	60	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	937	
受 取 損 害 賠 償 金	476	1,473
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	55	
固 定 資 産 廃 棄 損	106	
減 損 損 失	180	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	465	
火 災 損 失	385	
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	237	
そ の 他	40	1,468
税 引 前 当 期 純 利 益		21,954
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△1,755	
法 人 税 等 調 整 額	1,934	179
当 期 純 利 益		21,775

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

日本ハム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田賢重

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美濃部雄也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ハム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

日本ハム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田賢重

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美濃部雄也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ハム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部、コンプライアンス部、グループ監査役室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議及び各種委員会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、上記については、適宜インターネット等を経由した手段も活用しながら実施いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容については指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

日本ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 階 定 憲 ㊟

常勤監査役 田 澤 信 之 ㊟

監 査 役 北 口 正 幸 ㊟

監 査 役 西 山 茂 ㊟

監 査 役 中 村 克 己 ㊟

(注) 監査役 北口 正幸、監査役 西山 茂及び監査役 中村 克己は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	電話照会先	0120-094-777 (通話料無料)
定時株主総会	毎年6月	公告方法	電子公告
議決権の基準日	毎年3月31日		当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		https://www.nipponham.co.jp/ir/e-ad/
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ないます。
郵便物送付先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部		

株式が「特別口座」に眠っていませんか？

1. 「特別口座」について

2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、三菱UFJ信託銀行にある「特別口座」で管理されています。

制度上、「特別口座」に管理されているままでは、証券市場で株式を売買することができない等の制約がございます。ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主様におかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。

お心当たりございませんか？

- お手元に株券がある
(証券会社に株式を預けていない)
- 配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、証券会社に預けている株式数が一致しない

お心当たり
ございましたら

株式が
「特別口座」で
管理されている
可能性が
ございます

◆ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主様は、三菱UFJ信託銀行証券代行部 (☎0120-094-777) までお問い合わせください。
(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9：00～17：00)

2. 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

証券会社に口座を開設する。

すでに証券会社に株式の取扱いができる口座をお持ちであれば、新たに開設していただく必要はありません。

三菱UFJ信託銀行に振替用の請求用紙「口座振替申請書」を請求する。

請求用紙に必要な事項を記入・押印して三菱UFJ信託銀行に送付する。

これで手続きは完了です。
証券会社の口座に株式が振替われます。

単元未満株式の買取請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式（1～99株）については、市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求を行なうことができます。

●買取制度の例（60株ご所有の場合）

現在ご所有の単元未満株式

60株

(単元未満株式)

買取請求制度

当社株式60株を市場価格で当社へ売却し、代金を受領する。

60株

(単元未満株式)

¥

¥

¥

配当金領収証で配当金をお受け取りの株主様へ

口座振込による配当金受取のご案内

口座振込による配当金受取は
もらい忘れなし
銀行窓口に行く必要なし

お手続きは「カンタン」、
配当金振込指定書をご提出いただくだけで手続完了。

●配当金振込指定書には、お届印を押印いただきます。
※ご住所・お届印等の変更・喪失等の場合は、別途お手続きをいただきます。

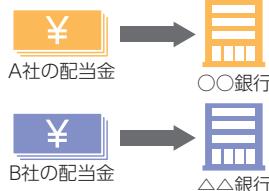
口座振込による配当金受取方法には次の**1**～**3**の方式がございます。
株主様のニーズに応じてお選びください。

銀行口座 で受領する

1 個別銘柄指定方式

銘柄ごとに銀行等の口座を指定し、
配当金をお受け取りいただける方式です。

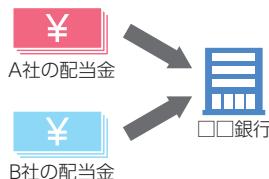
■銘柄ごとにお手続きが必要です。



2 登録配当金受領口座方式

すべての銘柄の配当金を、あらかじめ
ご指定いただいた1つの銀行等の口座で
配当金をお受け取りいただける方式です。

◎一回のお申込みで、所有されているすべての銘柄の
お手続きができます。



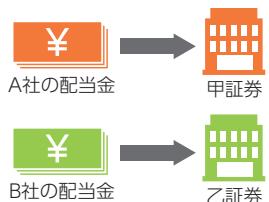
証券口座 で受領する

保有株式の管理口座が
信託銀行の
特別口座の場合、
3は選択できません。

3 株式数比例配分方式

お取引の証券会社の証券口座で
配当金をお受け取りいただける方式です。

[NISA] 少額投資非課税制度において、
配当金等の非課税の適用を受けるためには、
本方式(株式数比例配分方式)をご選択いただく
必要がございます。



特別口座を除き、お手続き・お問い合わせはお取引の証券会社へ

特別口座とは 株券電子化実施時に株券を預託していなかった株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した暫定的な口座であり、この口座で株式を売買することはできません。

●特別口座の方は下記フリーダイヤルにてご郵送、または三菱UFJ信託銀行本・支店でもお手続き可能です。(お届印が必要です)

*お手続き場所についてご不明な場合は、下記フリーダイヤルまでお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-094-777 受付時間：平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます)
[郵送物送付先] 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

MEMO

第79回 定時株主総会 会場のご案内

会場 ブリーゼタワー 7階 サンケイホールブリーゼ
大阪市北区梅田二丁目4番9号



※ 本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

ガーデンアベニュー
(西梅田地下歩行者通路)



6-47出口ブリーゼブリーゼ
よりお入りください。



株主総会に関するお問合せ先

日本ハム株式会社 総務部

☎ 06-7525-3025

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

交通のご案内

- JR「大阪」駅下車 (桜橋口・西口) より徒歩5分
- 阪神「大阪梅田」駅下車 (西口) より徒歩5分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田」駅下車 徒歩4分
または (10号出口) より徒歩3分
- JR東西線「北新地」駅下車
(10号出口) より徒歩3分

- JR「大阪」駅・阪神「大阪梅田」駅・地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より地下通路 (ガーデンアベニュー・西梅田地下歩行者通路) で直結しております。
- JR「大阪」駅からは西口、JR東西線「北新地」駅からは10号出口をご利用いただき、地上からご入館いただくと便利です。

株主総会のお土産はご用意しておりません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

